

裾野市 週休2日制工事特記仕様書

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

契約工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等の発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まないものとする。

(3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいい、現場閉所率が28.5%以上を4週8休以上という。

(5) 完全週休2日（土日） 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、あらかじめこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休2日 対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

第3条 実施方法

週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画・実績表（別記様式）を監督員に提出し、これに基づき施工する。ただし、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更の現場閉所計画・実績表（別記様式）を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、毎月 10 日までに前月分までの現場閉所の状況が記載された現場閉所計画・実績表（別記様式）を監督員に提出する。
- (4) 監督員は、対象期間の最終月分までの現場閉所の状況が記載された現場閉所計画・実績表（別記様式）の提出を求め、現場閉所率について確認を行い、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による契約変更を行うものとする。

第 4 条 費用の計上

発注者は、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、その算定に当たっては、静岡県週休 2 日推進工事積算要領又は静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）積算要領の例により、費用の計上を行うものとする。なお、当初積算時の費用は、完全週休 2 日（土日）（治山林道必携により積算する工事の場合は、月単位の週休 2 日）を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、現場閉所の状況を確認し、完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日に満たない場合は、現場閉所率に応じて月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日の補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。